

東秩父村障がい者支援計画

(障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

令和3年3月

東秩父村

ごあいさつ



我が国における障がい福祉を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、急速な少子高齢化や人口減少による様々な問題に対応した制度設計や、地域の実情に合わせた柔軟な対応が求められています。

障害者福祉制度においては、障がいは障がい者個人ではなく社会が作り出しているという考え方に基づいて障害者基本法や障害者差別解消法が制定され、我が国においても障害者権利条約の批准に至りました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を始めとした法律の整備が進められ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みが行われています。

当村においては、平成30年に策定した現行の東秩父村障がい者支援計画に基づき、保健センター、子育て支援センター、城山保育園による育児不安の軽減や療育等の支援、槻川小学校、東秩父中学校における学習支援体制の充実、和紙の子児童クラブの保育体制の充実を図るとともに、保健センターではボランティアや関係機関と連携し障がい者等の集いの機会づくりを進めてまいりました。

また、障がい者団体等と連携し活動を促進するとともに、近隣自治体及び障害福祉サービス提供事業所と連携し相談支援やサービス提供の体制強化を図ってきましたが、計画年度が終了することから、障がい児者等への支援施策や障がい福祉サービスの実績と課題の検証を行い、国の施策や地域の実情を踏まえて「東秩父村障がい者支援計画（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」を新たに策定いたしました。今後におきましては、計画に掲げた目標について定期的の実績測定と評価を行ってまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会の委員の皆様を始め、ヒアリング等にご協力をいただきました住民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

東秩父村長 足立理助

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 各計画の概要	2
3 計画の対象者	4
4 計画の策定体制	4
(1) 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会の開催	4
(2) 住民、関係団体等の意向の把握	4
5 計画の推進	5
(1) 推進体制	5
(2) 進行管理	5
第2章 障がい者等の状況	7
1 障がい児者等数	7
(1) 障害者手帳所持者数	7
(2) 身体障害者手帳所持者数	8
(3) 療育手帳所持者数	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	9
(5) 難病患者等	10
2 障害福祉サービス等の利用状況	11
(1) 障害支援区分別人数	11
(2) 障害福祉サービス等の利用状況	11
①訪問系サービス	11
②日中活動系サービス	12
③居住系サービス	14
④相談支援	14
⑤自立支援医療	15
⑥補装具	15
(3) 障がい児福祉サービスの利用状況	16
①障害児通所支援	16
②障害児相談支援	18
(4) 地域生活支援事業の利用状況	19
3 関連施策の実施状況	22
(1) 地域でともに生きるための意識啓発	22
①広報・啓発事業の推進	22
②福祉教育の推進	22
(2) 健康な生活への支援	22
①保健活動の充実	22
②医療サービスの充実	23
(3) 生きる力を身につける学習支援	23
①障がい児等保育の充実	23
②学校教育の充実	23

(4) 福祉のむらづくり	24
①地域生活への支援	24
②団体活動等への支援	24
③生活環境の充実	25
④生きがい活動の充実	25
4 関係団体ヒアリング結果	26
(1) 東秩父村身体障害者福祉会	26
(2) 東秩父村手をつなぐ育成会、知的障害者相談員	27
第3章 障がい者支援計画	29
1 基本理念	29
2 施策の体系	30
3 施策の展開	31
(1) 地域でともに生きるための意識啓発	31
①広報・啓発事業の推進	31
②福祉教育の推進	32
(2) 日常生活への支援（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）	33
①障害福祉サービスによる支援	34
②障がい児への支援	44
③地域生活支援事業の推進	48
④障がい児者への支援体制の強化	50
(3) 健康な生活への支援	55
①保健活動の充実	55
②医療サービスの充実	56
(4) 生きる力を身につける学習支援	57
①障がい児等保育の充実	57
②学校教育の充実	58
(5) 福祉のむらづくり	59
①地域生活への支援	59
②団体活動等への支援	60
③生活環境の充実	61
④生きがい活動の充実	62
資料	63
1 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会設置要綱	63
2 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会委員名簿	65
3 策定経過	66
4 障害者総合支援法の対象となる疾病	67

◆ 「障がい」と「障害」の表記について

本計画では、法律等で規定している名称を除いて、「害」はひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の両方の表記があります。

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

東秩父村では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、平成30年3月に東秩父村障がい者支援計画（障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）を策定し、障害福祉サービス等の提供を進め、障がい児者や難病等の方の支援に努めてきました。

国による障害福祉サービス等及び障害児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的指針の改正（令和2年厚生労働省告示第213号）では、基本理念において障がい福祉人材の確保、障がい者の社会参加を支える取組を追加しています。

また、障がい福祉サービスの提供体制では、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実、依存症対策の推進、相談支援体制では発達障がい者等及び家族等への支援体制の充実、相談支援体制の充実・強化等では障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施のほか、障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進を追加しています。

これらのことから、東秩父村においても、東秩父村障がい者支援計画（障がい者計画・第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画）の見直しを行い、障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を一体の計画として、新たに東秩父村障がい者支援計画を策定します。

近年の国の主な動向

年 月	事 項
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○国：障害者基本計画（第4次）の策定 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法 平成25年法律第46号）の施行 ○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス等及び障害児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的指針の改正

2 各計画の概要

障がい者支援計画として策定する、障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の法的根拠、性格、計画期間、関連計画は次のようになっています。

なお、第6次東秩父村総合振興計画の「健康・福祉分野」を東秩父村地域福祉計画として位置づけており、本計画の上位計画となります。

障がい者計画の概要

項目	内容
法的根拠	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
性格	国等の計画及び村の障がい者等の状況を踏まえ、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定める計画
計画期間	令和3年度から令和5年度の3か年計画
関連計画	第6次東秩父村総合振興計画を推進する部門別計画

第6期障がい福祉計画の概要

項目	内容
法的根拠	障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」
性格	国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について定める計画
計画期間	令和3年度から令和5年度の3か年計画
関連計画	第6次東秩父村総合振興計画を推進する部門別計画

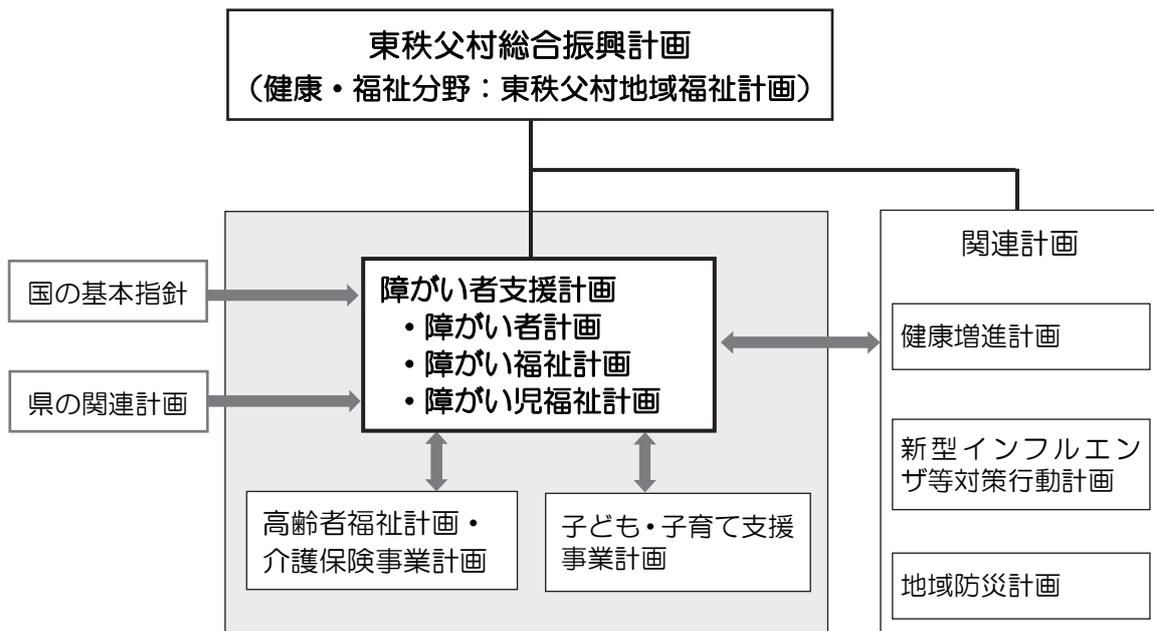
第2期障がい児福祉計画の概要

項目	内容
法的根拠	児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」
性格	国の基本指針に即し、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定める計画
計画期間	令和3年度から令和5年度の3か年計画
関連計画	第6次東秩父村総合振興計画を推進する部門別計画 東秩父村子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り策定

各計画の期間

年 度		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
障がい者支援計画	障がい者計画	← 前計画 →			← 本計画 →		
	障がい福祉計画	← 第5期計画 →			← 第6期計画 →		
	障がい児福祉計画	← 第1期計画 →			← 第2期計画 →		
総合振興計画 (地域福祉計画)		← 第5次計画 →			← 第6次計画 →		
子ども・子育て支援 事業計画		← 第1期計画 →		← 第2期計画 →			

計画の位置付け



3 計画の対象者

この計画における「障がい者」とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者（発達障がい者を含み知的障がい者を除く。高次脳機能障がいも対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（令和元年7月1日現在の障害者総合支援法対象疾病：361疾病）です。

また、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児です。

さらに、住民一人ひとりが障がい者等と共に地域で生活していることに理解を深め、障がい者等の地域での生活を村全体で支援できるよう、この計画の考え方を住民全体が共有するものとします。

4 計画の策定体制

（1）東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会の開催

当事者団体・家族会、障害福祉サービス利用者の保護者、障がい者福祉団体、障害福祉サービス提供事業所、行政関係者などによる障害者計画・障害福祉計画等策定委員会において審議を行いました。

（2）住民、関係団体等の意向の把握

障がい者団体、知的障害者相談員の意向を把握するため、ヒアリングを実施しました。

5 計画の推進

(1) 推進体制

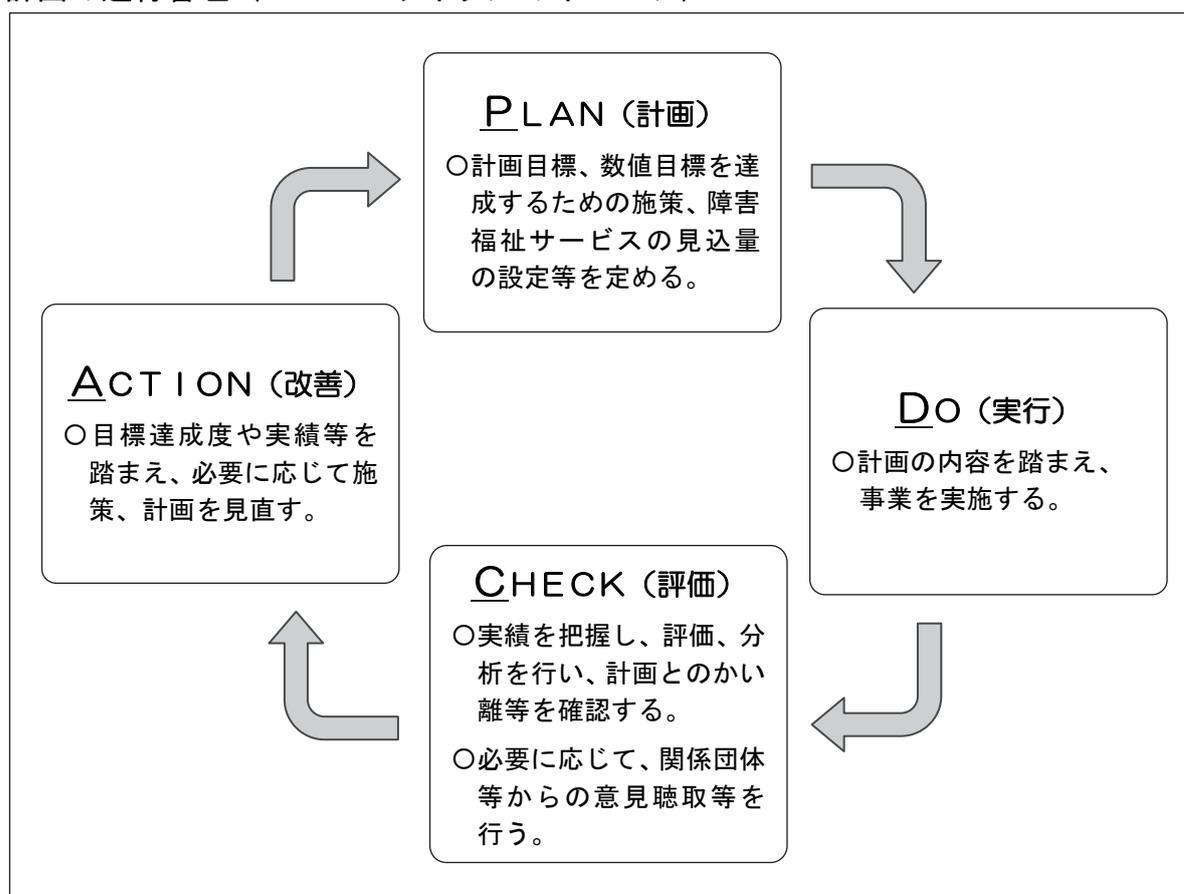
全庁的な連携により、障がい児者等への関連施策の推進を図ります。

また、近隣自治体との連携による比企地域自立支援協議会、東秩父村社会福祉協議会、県、医療機関、障がい福祉サービス提供事業所、当事者団体・家族会、NPO法人、教育機関など関係機関との連携により、計画の推進を図ります。

(2) 進行管理

P D C Aサイクルにより計画の実行・評価・改善を図るため、東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会を開催し毎年度進捗状況の報告・検討を行うとともに、障がい児者やその家族、関係団体の意向の把握に努めます。

計画の進行管理（P D C Aサイクルのイメージ）



第2章 障がい者等の状況

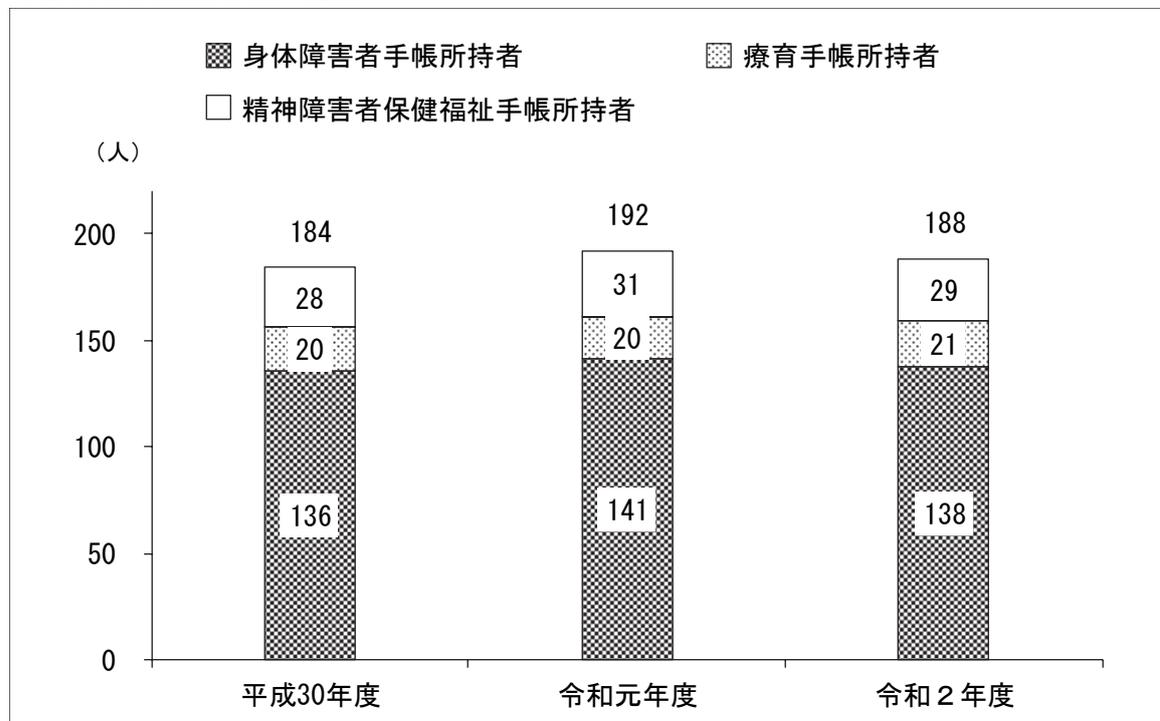
1 障がい児者等数

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、平成30年度から令和2年度にかけて190人前後で推移しています。

令和2年11月末現在、身体障害者手帳所持者数は138人、療育手帳所持者数は21人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は29人となっています。

障害者手帳所持者数の推移



注) 各年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者数

令和2年11月末現在、身体障害者手帳交付者数は138人であり、等級別では1級が54人で39.1%、障がい別では肢体不自由が80人で58.0%、年齢別では65歳以上が114人で82.6%を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成30年度	136	48	19	26	28	9	6
令和元年度	141	56	20	23	27	9	6
令和2年度	138	54	21	24	23	9	7

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

障がい別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	計	視覚	聴覚・ 平衡	音声・言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
平成30年度	136	10	8	0	81	37
令和元年度	141	10	8	1	80	42
令和2年度	138	9	8	1	80	40

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	計	0～5歳	6～11歳	12～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
平成30年度	136	0	0	0	8	18	110
令和元年度	141	0	0	0	8	17	116
令和2年度	138	0	0	0	7	17	114

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

(3) 療育手帳所持者数

令和2年11月末現在、療育手帳交付者数は21人であり、等級別では重度Aが7人、最重度㉠が6人、中度Bが6人、軽度Cが2人、年齢別では18歳から39歳が8人、65歳以上が6人、40歳から64歳が5人となっています。

等級別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	計	最重度㉠	重度A	中度B	軽度C
平成30年度	20	6	7	4	3
令和元年度	20	6	7	4	3
令和2年度	21	6	7	6	2

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

年齢別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	計	0～5歳	6～11歳	12～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
平成30年度	20	0	0	2	7	6	5
令和元年度	20	0	0	2	7	6	5
令和2年度	21	0	0	2	8	5	6

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年11月末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は29人であり、等級別では2級が20人、3級が6人、1級が3人、年齢別では40歳から64歳が13人、18歳から39歳が9人、65歳以上が7人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	計	1級	2級	3級
平成30年度	28	2	20	6
令和元年度	31	3	22	6
令和2年度	29	3	20	6

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	計	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
平成30年度	28	0	8	13	7
令和元年度	31	0	9	14	8
令和2年度	29	0	9	13	7

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

(5) 難病患者等

令和2年11月末現在、指定難病医療給付制度及び特定疾患等医療給付制度受給者数は24人、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数は4人となっています。

指定難病医療給付制度及び特定疾患等医療給付制度受給者数及び小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数

単位：人

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定難病医療給付制度及び特定疾患等医療給付制度受給者数	20	24	24
小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数	4	3	4

注) 年度末現在、令和2年度は11月末現在

資料：東松山保健所

2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害支援区分別人数

障害支援区分別の人数は、令和2年11月末現在26人であり、区分6、区分なしが中心となっています。

障害支援区分別人数

単位：人

区 分	計	児童	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成30年度	22	0	6	1	3	0	2	1	9
令和元年度	26	0	8	1	3	1	2	2	9
令和2年度	26	1	9	1	2	1	3	1	8

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

(2) 障害福祉サービス等の利用状況

第5期計画期間における各障害福祉サービス、地域生活支援事業等の利用状況は、次のようになっています。

①訪問系サービス

【サービスの内容】

区 分	内 容
居宅介護	入浴、排せつ、食事など自宅での生活全般の介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などの介助や、外出時における移動の補助を行います。
同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の補助などを行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要な程度が非常に高い人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【利用状況】

訪問系サービスの利用の推移

(月当たり)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	計画値	80時間	80時間	80時間
	実績値	58.7時間	32.5時間	29.8時間
	計画値	7人	7人	7人
	実績値	4人	2人	1人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

②日中活動系サービス

【サービスの内容】

区 分	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設において入浴、排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行う、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、利用者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。
就労継続支援 A型(雇用型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。A型は雇用型で、一般就労が見込まれる人が対象です。
就労継続支援 B型(非雇用型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。B型は非雇用型で、就労に必要な知識および能力の向上・維持が見込まれる人が対象です。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した方が就労を継続できるよう、雇用に伴う日常生活または社会生活での問題に関する相談、指導及び助言、事業所や関係機関等との連絡調整を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

【利用状況】

日中活動系サービスの利用の推移

(月当たり)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利 用 量	計 画	140人日分	140人日分
		実 績	155.8人日分	175.1人日分
	利 用 者 数	計 画	8人	8人
		実 績	8人	9人
自立訓練 (機能訓練)	利 用 量	計 画	0人日分	0人日分
		実 績	0人日分	0人日分
	利 用 者 数	計 画	0人	0人
		実 績	0人	0人
自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型含む	利 用 量	計 画	25人日分	25人日分
		実 績	0人日分	0人日分
	利 用 者 数	計 画	2人	2人
		実 績	0人	0人
就労移行支援	利 用 量	計 画	44人日分	44人日分
		実 績	8.7人日分	24.2人日分
	利 用 者 数	計 画	2人	2人
		実 績	1人	3人
就労継続支援A型 (雇成型)	利 用 量	計 画	0人日分	0人日分
		実 績	0人日分	0人日分
	利 用 者 数	計 画	0人	0人
		実 績	0人	0人
就労継続支援B型 (非雇成型)	利 用 量	計 画	80人日分	80人日分
		実 績	78.8人日分	97.1人日分
	利 用 者 数	計 画	4人	4人
		実 績	6人	8人
就労定着支援	利 用 者 数	計 画	2人	2人
		実 績	1人	2人
療養介護	利 用 者 数	計 画	2人	2人
		実 績	2人	2人
短期入所 (福祉型)	利 用 量	計 画	20人日分	20人日分
		実 績	2人日分	2.2人日分
	利 用 者 数	計 画	2人	2人
		実 績	1人	1人
短期入所 (医療型)	利 用 量	計 画	0人日分	0人日分
		実 績	0人日分	0人日分
	利 用 者 数	計 画	0人日分	0人日分
		実 績	0人	0人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

③居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談、要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。
共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等の日中活動を利用している方に、地域において自立した日常生活を営む住居において、必要な家事等の支援、相談支援等を行います。
施設入所支援	施設において、生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【利用状況】

居住系サービスの利用の推移

(月当たり)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	計画	2人	2人	2人
	実績	1人	2人	2人
施設入所支援	計画	6人	6人	6人
	実績	6人	6人	6人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

④相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者が退所、退院し、地域で住居を確保したり、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院したり、家族との同居からひとり暮らしに移行した人などで、地域生活が不安定な人に対して障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

【利用状況】

相談支援（サービス利用計画作成の利用の推移）（月当たり）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画	18人	18人	18人
	実績	20人	22人	23人
地域移行支援	計画	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
地域定着支援	計画	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

⑤自立支援医療

【サービスの内容】

区 分	内 容
自立支援医療 ・育成医療 ・更生医療 ・精神通院医療	障がい児の健全な育成、障がい者の自立と社会参加、精神障がい者の通院などのために、必要な医療サービスを提供します。

【利用状況】

自立支援医療の利用状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
育成医療	0人	0人	0人
更生医療	0人	1人	0人
精神通院医療	36人	35人	36人
計	36人	36人	36人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

⑥補装具

【サービスの内容】

区 分	内 容
補装具	身体機能を補完または代替し、かつ長時間にわたって継続して使用する補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費、修理費の給付を行います。

【利用状況】

補装具費の利用状況

(年間)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
購入	利用延件数	0件	1件	1件
	利用実人数	0人	1人	1人
修理	利用延件数	2件	1件	1件
	利用実人数	2人	1人	1人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

(3) 障がい児福祉サービスの利用状況

障がい児福祉サービスについては、令和2年11月末現在、放課後等デイサービスの利用が1人あります。

①障害児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【利用状況】

障害児通所支援の利用状況

(月当たり)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利 用 量	計画	0人日分	0人日分
		実績	0人日分	0人日分
	利用者数	計画	0人	0人
		実績	0人	0人
医療型児童発達支援	利 用 量	計画	0人日分	0人日分
		実績	0人日分	0人日分
	利用者数	計画	0人	0人
		実績	0人	0人
放課後等デイサービス	利 用 量	計画	20人日分	20人日分
		実績	0人日分	1人日分
	利用者数	計画	1人	1人
		実績	0人	1人
保育所等訪問支援	利 用 量	計画	10人日分	10人日分
		実績	0人日分	0人日分
	利用者数	計画	1人	1人
		実績	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	利 用 量	計画	0人日分	0人日分
		実績	0人日分	0人日分
	利用者数	計画	0人	0人
		実績	0人	0人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

②障害児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	本人を中心とした支援と自立支援を継続していくため、医療的ケア児等の相談支援業務、本人のサービス等利用計画を作成する相談支援専門員のバックアップ、地域に必要な資源等の改善、開発、多職種の連携を行います。

【利用状況】

障害児相談支援の利用状況

(月当たり)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	利用者数	計画	1人	1人
		実績	0人	0人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置者数	計画	1人	1人
		実績	0人	0人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

(4) 地域生活支援事業の利用状況

第5期計画期間中の地域生活支援事業の実施状況及び利用状況は、次のようになっています。

【事業の概要】

事業名	内容
ア 理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深められるよう、教室等の開催、事業所への訪問、イベントの開催、広報活動などの研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
イ 自発的活動支援事業	ピアサポート※ ¹ 、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動など、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
ウ 相談支援事業	障がい者または障がい児の保護者等の介助を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行います。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング※² ・権利の擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 2) 基幹相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止 3) 基幹相談支援センター等機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の配置、相談体制の強化、地域移行・定着の促進 4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） <ul style="list-style-type: none"> ・物件あっせん依頼、入居契約手続き支援、生活支援調整
エ 成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図るものです。 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

※¹ ピアサポート：同じような立場の人による支援。

※² ピアカウンセリング：同じ障がいがあるなど、同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング。

事業名	内容
オ 成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、研修、組織体制の構築、適正な活動のための支援などの体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るものです。
カ 意思疎通 支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を支援する手話通訳者及び要約筆記者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。 1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 2) 手話通訳者設置事業
キ 日常生活用具 給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 1) 介護・訓練支援用具 2) 自立生活支援用具 3) 在宅療養等支援用具 4) 情報・意志疎通支援用具 5) 排泄管理支援用具 6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
ク 手話奉仕員 養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするため、聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するものです。
ケ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援するため、屋外での移動が困難な障がい者について、個別支援型、グループ支援型、車両移送型により、外出のための支援を行います。
コ 地域活動支援 センター機能 強化事業	地域の実情に応じ、障がい者等が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進するものです。
サ その他事業	1) 更生訓練費給付事業 身体障害者社会参加施設への入所・通所者等に、更生訓練費を給付し、社会復帰を促進します。 2) 施設入所者就職支度金給付事業 身体障害者社会参加施設への入所・通所者等で、訓練を終了した方に、就職支度金を給付し、社会復帰を促進します。

【利用状況】

地域生活支援事業の利用状況

※「(有・無)」は実施している場合は「有」

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①理解促進研修・啓発事業（有・無）		有	有	有
②自発的活動支援事業（有・無）		有	有	有
③相談支援事業				
ア	障害者相談支援事業	3か所 (共同)	3か所 (共同)	3か所 (共同)
イ	基幹相談支援センター（有・無）	有（共同）	有（共同）	有（共同）
ウ	基幹相談支援センター等 機能強化事業（有・無）	有（共同）	有（共同）	有（共同）
エ	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)（有・無）	有（共同）	有（共同）	有（共同）
④成年後見制度利用支援事業		0件	0件	0件
⑤成年後見制度法人後見支援事業（有・無）		有（共同）	有（共同）	有（共同）
⑥意思疎通支援事業				
ア	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件
イ	手話通訳者設置事業（有・無）	無	無	無
⑦日常生活用具給付等事業				
ア	介護・訓練支援用具	0件	0件	0件
イ	自立生活支援用具	0件	0件	0件
ウ	在宅療養等支援用具	1件	1件	0件
エ	情報・意志疎通支援用具	0件	1件	0件
オ	排泄管理支援用具	48件	72件	36件
カ	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0件	0件	0件
⑧手話奉仕員養成研修事業		0人	0人	0人
⑨移動支援事業	実利用者数	0人	0人	0人
	延利用時間数	0時間	0時間	0時間
⑩地域活動支援センター機能 強化事業	か所数	2か所	2か所	2か所
	延利用者数	1人	1人	0人
⑪その他事業				
ア	更生訓練費給付事業	0人	0人	0人
イ	施設入所者就職支度金給付事業	0人	0人	0人

注) 令和2年度は11月末現在

資料：住民福祉課

3 関連施策の実施状況

平成30年度から令和2年度における障がい福祉に関連する主な取組は、次のようになっています。

(1) 地域でともに生きるための意識啓発

①広報・啓発事業の推進

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 情報の提供	○村広報紙に障がい福祉関連記事の掲載 ○「むらのふくし」の改訂版を作成
イ 広報・啓発事業	○障がい者サロンの周知、当村開催回における民生委員・児童委員へのボランティア参加依頼

②福祉教育の推進

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 学校における福祉教育の推進	○小学校：歌の披露 場所：みどうの杜 ○中学校：福祉体験 場所：みどうの杜、嵐山郷
イ 地域における福祉教育の推進	○障がい者理解促進・啓発研修「地域共生社会の実現に向けて」を比企地域基幹相談支援センターの主催でコミュニティセンターやまなみにて開催（令和元年度）

(2) 健康な生活への支援

①保健活動の充実

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 障がいの早期発見と早期療育の充実	○新生児聴覚検査費用の助成 ○妊婦健診、健康相談、家庭訪問の実施 ○乳幼児健診、乳幼児相談の実施 ○保育園での発育発達相談や保健センターでの育児相談、子育て支援センターでののびのび広場、離乳食実習において、相談支援専門員による相談および障がい児支援を実施 ○相談支援専門員を含めた槻川小学校、東秩父中学校との情報交換を定期的実施 ○保育園発育発達相談の実施 ○就学時健康診断（槻川小学校） ○児童生徒健康診断（槻川小学校、東秩父中学校の全児童生徒） ○ケースに応じて利用できる制度、サービスの情報提供及び諸手続きの支援の実施

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
イ 発達障がい児（者）支援の充実	○「サポート手帳」の紹介、配布
ウ 健康の保持・増進、予防	○衛生委員による特定健診・がん検診のお知らせの全戸配布 ○健診・検診時に高齢者、障がい者の送迎を実施 ○心身軽やか運動教室の開催 ○減ら脂ま塩う（食生活改善教室）の開催 ○健康相談・健診結果説明会（特定保健指導も同時実施）の開催 ○生活習慣病重症化予防事業（糖尿病性腎症重症化予防）の実施
エ 精神保健福祉・難病対策等	○地域ケア担当者会議にて介護、包括、保健、障がい福祉の担当者及び東秩父村社会福祉協議会により、支援方針を協議 ○保健センターにてソーシャルクラブの開催

②医療サービスの充実

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 在宅医療サービスの充実	○在宅医療・介護連携推進事業を比企地区合同で東松山市社協へ委託（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討や多職種連携研修の開催等） ○医療と介護の切れ目のない提供体制の構築、在宅医療・介護連携に関する相談支援業務を比企医師会へ委託

(3) 生きる力を身につける学習支援

①障がい児等保育の充実

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 城山保育園の充実	○児童発達支援相談（3回）の実施

②学校教育の充実

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 就学・進学相談体制の充実	○就学支援委員会の開催（年2回） ○嵐山学園及び埴保己一学園との連携 ○特別支援学校の見学会や学校公開等の情報の提供
イ 一貫した相談支援体制の整備	○各学校に校内委員会の設置 ○特別支援教育コーディネーターの配置（2名） ○就学支援委員会の開催（年2回） ○教育委員会、保健センター、住民福祉課、嵐山学園等との連携による児童や保護者の支援の実施

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ウ 指導力の向上	○特別支援教育の研修等に参加 ○教科支援員の配置（槻川小学校：5名）
エ 学校施設の整備	○槻川小学校にシャワー室の設置

（4）福祉のむらづくり

①地域生活への支援

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 相談活動の充実	○民生委員・児童委員による相談活動支援 ○知的障害者相談員の委嘱・活動支援
イ 経済的な負担の軽減	○在宅重度心身障害者手当・介護手当支給事業、重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業、重度心身障害者自動車等燃料費助成事業、重度心身障害者医療費支給事業、重度心身障害者福祉年金給付事業の実施
ウ 柔軟な福祉サービスの提供	○障害児（者）生活サポート事業（一時預かり、移送サービス等）の実施
エ 移動の支援	○福祉有償運送事業（NPO法人「ふれあいやまびこ会」）補助金の交付、公共交通空白地有償運送の利用登録料1,000円の無料化により、利用対象者を全村民に拡充（ただし、65歳未満は運行ルートを自宅から和紙の里までに限定）
オ 権利行使の支援	○東秩父村社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業の促進（利用者宅又は入所先にて月3回程度訪問） ○市民後見人について、比企地域基幹相談支援センターに委託し実施

②団体活動等への支援

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア ボランティア活動の促進	○「東秩父お守り隊」の活動促進
イ NPO法人活動の促進	○移送サービスを担うNPO法人ふれあいやまびこ会等の活動の促進
ウ 障がい者就労施設の活動促進	○障害者優先調達方針の策定

③生活環境の充実

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 情報のアクセシビリティの向上	○村ホームページ、広報紙のリニューアルを実施（見やすさの向上）
イ 公共施設等の整備	○防犯灯の新設
ウ 消費トラブル等の防止	○消費者相談の実施（毎週金曜日）
エ 災害時等の安全確保	○避難行動要支援者名簿の更新、防災担当等による共有 ○福祉避難所の図上訓練の実施 ○緊急通報システムの普及 ○乳幼児等の防災備蓄品の購入 ○福祉避難所の防災備蓄品の購入 ○防災情報通信システム（タブレット）による防災情報の提供 ○防災放送用スピーカの整備、配信一元化の整備 ○地域住民による大雪時の除雪協力 ○凍結防止剤の確保・配布・回収 ○ヘルプマーク・ハートプラスカードのポスター等での掲示及び窓口での配布
オ 防犯体制の整備	○自主防犯団体へのミニ講座の実施、ジャケット、ライト、啓発物の提供 ○防犯情報の配信

④生きがい活動の充実

施策	平成30年度から令和2年度の主な取組内容
ア 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進	○比企地域自立支援協議会の部会による「心をつなぐ芸術展」に共催

4 関係団体ヒアリング結果

本計画の策定にあたり、当事者団体・家族会、相談員の活動状況、要望等について、ヒアリングを実施しました。

(1) 東秩父村身体障害者福祉会

東秩父村身体障害者福祉会へのヒアリング結果の概要は、次のようになっています。

東秩父村身体障害者福祉会ヒアリング結果概要

項目	内容
東秩父村身体障害者福祉会	<p>◆活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員数は44人。 ○総会兼レクリエーションを年1回実施し。12～13人前後が参加している。 ○新型コロナウイルスの影響で、行事が開催できない。
意見・要望等	<p>◆会員の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報のため勧誘は難しいことから、役場の窓口で身体障害者手帳の交付時に情報提供をお願いしたい。 <p>◆災害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風で停電になり困った。

(2) 東秩父村手をつなぐ育成会、知的障害者相談員

東秩父村手をつなぐ育成会、知的障害者相談員へのヒアリング結果の概要は、次のようになっています。

東秩父村手をつなぐ育成会、知的障害者相談員ヒアリング結果概要

項目	内容
東秩父村手をつなぐ 育成会	<p>◆活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員数10人 ○総会 年1回、比企地区育成会の学習会への参加 ○事務局は東秩父村社会福祉協議会に設置
意見・要望等	<p>◆生活支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土曜日、日曜日の外出支援は、利用希望が多く受けるのは難しい。キャンセル待ちをしている。 ○家族や介助者が新型コロナウイルスに感染した場合に、どのような対応ができるか。 <p>◆住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループホームは、利用者相互の相性もあり、複数あると良い。 <p>◆就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水道メーターの検針ができないか。 ○人と接することに慣れる場があるといい。 ○公園の草むしりやトイレ清掃などの仕事ができるといい。 ○役場の困っていることとマッチングできるといい。 ○道の駅和紙の里の直売所への出店費用の一部を補助することはできないか。

第3章 障がい者支援計画

1 基本理念

第6次東秩父村総合振興計画（令和3年度～令和10年度）では、健康・福祉分野の10年後のありたい姿を「支え合いと思いやりでつながる村」とし、福祉・子育ての方向性として「地域で支え合い元気に暮らせる村」を掲げています。

これらの考え方を基本理念とし、5つの基本施策により各施策の取組を進めます。

基本理念

【健康・福祉分野の村のありたい姿】

支え合いと思いやりでつながる村

【健康・福祉分野（福祉・子育て）の方向性】

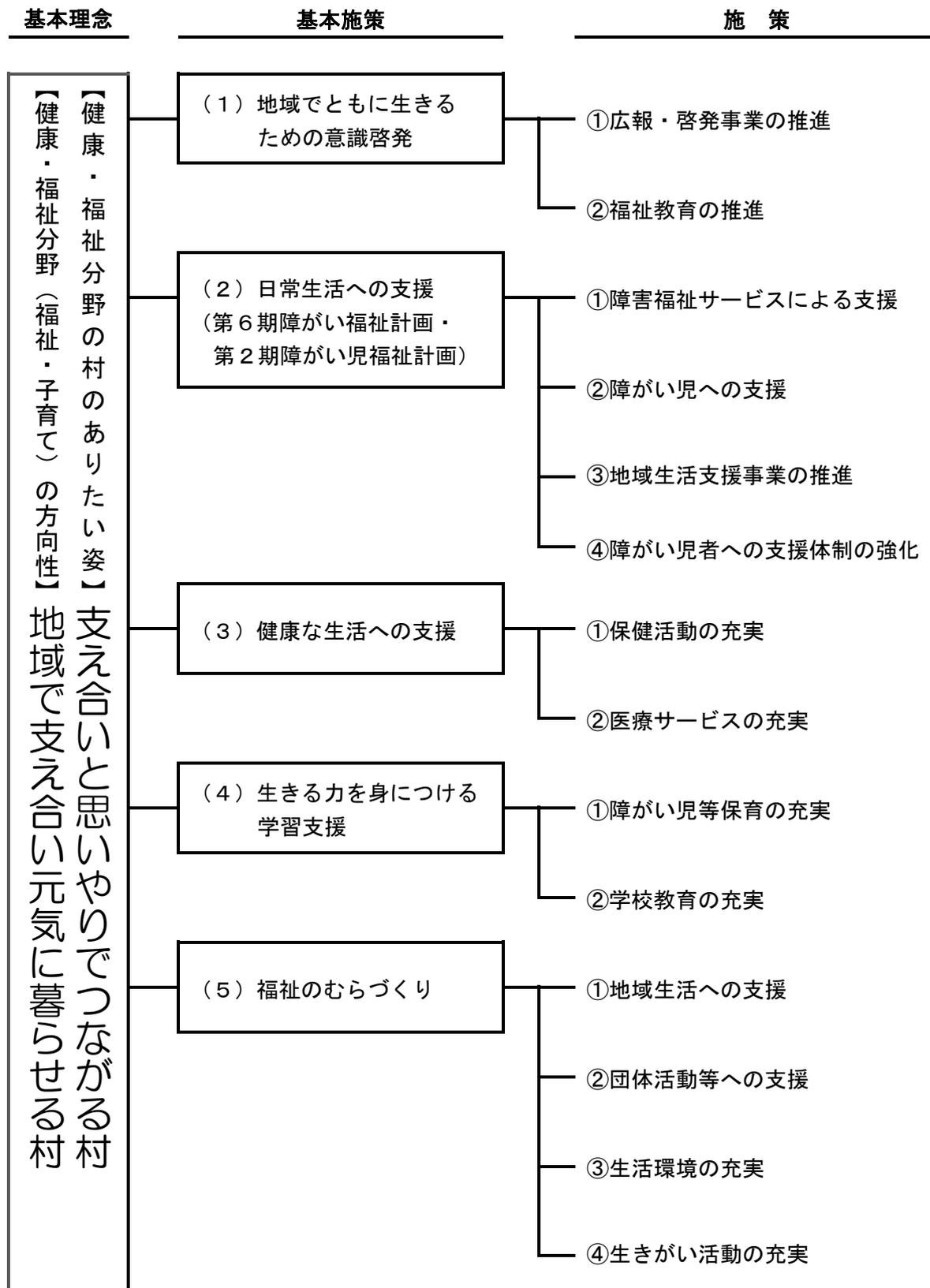
地域で支え合い元気に暮らせる村



基本施策

- (1) 地域でともに生きるための意識啓発
- (2) 日常生活への支援（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）
- (3) 健康な生活への支援
- (4) 生きる力を身につける学習支援
- (5) 福祉のむらづくり

2 施策の体系



3 施策の展開

(1) 地域でともに生きるための意識啓発

【現状と課題】

障がい者福祉に関する広報・啓発として、村広報紙に障がい者サロンなどの記事を掲載するとともに、障がい児者等の福祉に関するサービスや制度、団体をまとめた「むらのふくし」の改訂版を作成しています。

障害者差別解消法では、障がい者等に対する不当な差別的取扱いや配慮の負担が重過ぎない合理的配慮が提供されないことを差別にあたると規定しており、広報活動を通じて住民、事業者への啓発を行っています。

学校では、福祉施設における福祉体験授業を実施し、福祉教育を進めています。

今後も、障がい児者等が地域でともに生活できるよう、差別意識の解消を図るとともに、障がい児者等やその家族への理解を深めるため、住民への広報・啓発活動、学校や地域における福祉教育活動を進める必要があります。

【施策】

①広報・啓発事業の推進

項目	内容	関係課等
ア 情報の提供	広報紙や「むらのふくし」等のパンフレット、ホームページにより、障がい福祉や医療のサービス、制度等に関する情報の提供を進めます。	住民福祉課
イ 差別意識の解消	障がい者等への不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮が柔軟に行われるよう、住民、事業者の理解を促進します。 また、障がいに関する差別についての相談窓口の充実に努めます。	住民福祉課
ウ 交流事業への参加促進	各種団体等のイベントなどの情報提供を進めるとともに、障がい児者等が参加しやすい環境づくりに努めます。	住民福祉課
エ 職員研修の充実	障がい児者や難病患者等に配慮した行政運営を進めるため、職員研修を充実します。	総務課

②福祉教育の推進

項 目	内 容	関係課等
ア 学校における福祉教育の推進	児童生徒の福祉意識を高めるため、福祉施設等における福祉体験授業、ボランティア活動等を進めます。	教育委員会
イ 地域における福祉教育の推進	各種の行事等において、障がいの多様性などを普及し、障がい児者、難病患者等やその家族への理解を促進します。	住民福祉課

(2) 日常生活への支援(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

【現状と課題】

障害福祉サービスの利用状況は、令和2年11月末現在、25人となっています。

村内の障害福祉サービスの提供事業所は1事業所であり、近隣のサービス提供事業所も利用されています。

また、令和2年11月末現在、障害児福祉サービス(障害児通所支援、障害児相談支援)は1人の利用があります。

地域生活支援事業は、広域的な連携等により、相談支援事業、比企地域自立支援協議会の運営を行っています。

今後も、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業等の情報提供を進めるとともに、多様なニーズに対応できるよう広域的な連携による相談支援体制、成年後見制度の利用支援体制の強化、各種のサービス提供体制を確保する必要があります。

村内の障害福祉サービス提供事業所

事業所名	提供サービス
J A 埼玉中央ホームヘルプ 東秩父	○居宅介護 ○重度訪問介護

- 第3章 障がい者支援計画
- 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

①障害福祉サービスによる支援

ア 第6期障がい福祉計画の数値目標

第6期障がい福祉計画における数値目標（成果目標）を、次のように設定します。

1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行

<国の基本方針（令和5年度までの目標）>

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。
- ・令和2年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<県の考え方>

- ・地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。
 〈設定しない理由〉
 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

<成果目標>

○令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等（公営住宅含む）に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

項目	数値等	備考
施設入所者数（A）	6人	令和元年度末時点の入所者数 （施設入所支援を利用している者の合計数）
【目標値】 地域生活移行数（B）	0人	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【目標値】 地域生活移行率	－%	（B/A） 国・県の目標は6%以上

<今後の方向性>

- 地域生活への移行には、生活基盤であるグループホームなどの住まいの確保が必要となるため、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 在宅生活の継続には、訪問系サービスや日中活動の場の確保、身近な相談窓口や情報提供など、様々なサポートが必要となるため、相談支援によるケアマネジメント及び各種サービスを充実します。
- 地域への移行、グループホーム等の設置・運営には、近隣住民の障がいの特性や障がい者に対する理解が重要であるため、様々な機会を捉えて地域での理解と支え合いを促進します。

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本方針（令和5年度までの目標）>

- ・精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- ・精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定する。
- ・退院率を、入院後3か月時点は69%以上、入院6か月時点は86%以上とし、入院後1年時点は92%以上とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

<成果目標>

- 目標値は県で設定します。

<今後の方向性>

- 精神病床からの地域生活への移行には、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援が必要であるため、保健、医療、福祉関係者による協議、比企地域自立支援協議会と連携し、相談支援、情報提供等により支援します。
- 住民の精神障がいへの理解を深めるため、比企地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<国の基本方針（令和5年度までの目標）>

- ・1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

<成果目標>

○地域生活支援拠点等の整備、機能の充実に関する目標を設定します。

項目	数値等	備考
【目標値】 地域生活支援拠点の整備数	1か所	令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数
【目標値】 運用状況の検証・検討実施回数	1回	運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上

<今後の方向性>

○障がい者の重度化・高齢化、「親なき後」に備え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりを進めるため、地域生活支援拠点等の整備、体制の充実を図ります。

4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本方針（令和5年度までの目標）>

- ・一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上とする。
- ・一般就労への移行者数は、就労移行支援事業では1.30倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業では概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用を7割とする。
- ・就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- ・目標値の設定にあたっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

<成果目標>

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	1.0倍	国の目標値は令和元年度の1.27倍以上

就労移行支援事業

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	1人	令和元年度において就労移行支援事業から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	1人	令和5年度において就労移行支援事業から一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	1.0倍	国の目標値は、令和元年度の1.30倍

就労継続支援A型

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	0人	令和元年度において就労継続支援A型から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	0人	令和5年度において就労継続支援A型から一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	－倍	国の目標値は、令和元年度の1.26倍

就労継続支援B型

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	0人	令和元年度において就労継続支援B型から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	0人	令和5年度において就労継続支援B型から一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	一倍	国の目標値は、令和元年度の1.23倍

就労移行支援事業等

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数	1人	令和5年度の、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の一般就労移行者数の合計
一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	令和5年度
【目標値】 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	100%	令和5年度 国の目標値は、7割以上

就労定着支援事業

項目	数値等	備考
就労定着支援事業所数（A）	0事業所	令和5年度末時点
就労定着率8割以上の事業所数（B）	0事業所	令和5年度末
【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	-%	(B/A) 令和5年度末時点

<今後の方向性>

- 就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携し情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促進します。
- 公的分野では、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労希望のある方の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に取り組みます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 村内の事業所と連携し、障がい者等の就労先の開拓に努めるとともに、障がい者等の就労及び定着の支援の取組について普及を図ります。
- 一般就労への移行には、本人や企業側の努力だけでなく、職場の人々の見守りや支え合い等が大切であるため、障がい者への理解が深まるよう住民への啓発に努めます。

イ 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本方針（令和5年度までの目標）>

- ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
- ・実施にあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

<成果目標>

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制についての目標を設定します。

項目	数値等	備考
【目標値】 専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	有	令和5年度末までに実施

<今後の方向性>

- 比企地域自立支援協議会及び比企地域基幹相談支援センターにおける取組を中心に、専門的な相談支援の実施、地域の相談支援を実施する体制の確保を進めます。

ウ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本方針（令和5年度までの目標）>

- ・障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

<成果目標>

- 利用状況を把握し、障害福祉サービス等の提供についての検証に関する目標を設定します。また、障害福祉サービス等の質の向上についての取組の目標を設定します。

項 目	数値等	備 考
【目標値】 障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	有	
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	

<今後の方向性>

- 障がい者や関係団体、関係機関からのヒアリング等の調査を実施し、障害福祉サービス等の提供について検証を行います。
- 比企地域自立支援協議会と連携し、障害福祉サービス等の提供や質の向上について取組を進めます。

エ 障害福祉サービスの見込み

1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等を行います。

【サービス見込み量】

訪問系サービスの見込み量

(月当たり)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	時間	30時間	30時間	30時間
	人	2人	2人	2人

【サービス提供にあたって】

訪問系サービスは、障がい者の地域での生活、家族等への支援、施設や病院からの地域への移行や定着を支援するために重要であることから、サービス事業者と連携し提供体制の確保に努めます。

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、通所等により必要な介護や訓練、支援等のサービスを提供します。

【サービス見込み量】

日中活動系サービスの見込み量

(月当たり)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利 用 量	200人日分	220人日分	240人日分
	利用者数	10人	11人	12人
自立訓練（機能訓練）	利 用 量	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	利 用 量	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人
就労移行支援	利 用 量	16人日分	16人日分	24人日分
	利用者数	2人	2人	3人
就労継続支援A型 （雇用型）	利 用 量	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人

- 第3章 障がい者支援計画
- 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型 (非雇用型)	利 用 量	115人日分	115人日分	115人日分
	利用者数	9人	9人	9人
就労定着支援	利用者数	1人	1人	2人
療養介護	利用者数	2人	2人	2人
短期入所（福祉型）	利 用 量	3人日分	3人日分	4人日分
	利用者数	2人	2人	3人
短期入所（医療型）	利 用 量	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人

【サービス提供にあたって】

現在、村内には日中活動系サービスを提供する事業所がありません。

関係団体等のヒアリングでは、身近な地域での就労の場が求められています。

利用希望に応じたサービスの提供体制を確保できるよう、村内及び広域的な連携により新たなサービス提供事業所の確保に努めます。

さらに、村内の事業所等との連携により、就労の場の確保に努めます。

3) 居住系サービス

居住系サービスは、夜間を中心に施設等で必要な援助をするサービスで、日中は通勤や日中活動系サービスを利用します。

【サービス見込み量】

居住系サービスの見込み量 (月当たり)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	3人	4人	4人
施設入所支援	利用者数	5人	6人	6人

【サービス提供にあたって】

関係団体ヒアリングからは、共同生活援助（グループホーム）の整備について要望されています。

現在、村内には居住系のサービス提供施設がないため、施設入所者や退院可能な方の地域生活への移行に向けた体制づくりに努めます。

4) 相談支援

相談支援は、障がい者等やその家族などからの相談に対応し、情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

【サービス見込み量】

相談支援サービスの利用見込み量 (月当たり)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	23人	24人	26人
地域移行支援	利用者数	0人	0人	0人
地域定着支援	利用者数	0人	0人	0人

【サービス提供にあたって】

令和2年11月末現在で23人が利用しており、今後、サービス提供が必要となる方の把握に努め、相談支援事業者を確保し、専門的な視点から障がい者への相談支援に取り組みます。

5) 自立支援医療

身体機能障がいの除去・軽減、障がい児者の自立支援や療養、社会復帰の支援に必要な医療サービスを提供します。

【サービス提供にあたって】

令和2年11月末現在、育成医療及び更生医療の利用はなく、精神通院医療の延べ利用者数は36人であり、今後も必要な医療サービスが利用できるよう、情報提供に努めます。

6) 補装具

身体障がい者の方で、補装具の利用及び修理を行う方に費用の給付を行います。

【サービス提供にあたって】

令和2年11月末現在、補装具の購入が1件、修理が1件となっています。

今後も、利用者の状況に応じたよりよい補装具が利用できるよう、情報の収集に努め、サービス提供を進めます。

②障がい児への支援

ア 第2期障がい児福祉計画の数値目標

第2期障がい児福祉計画における数値目標（成果目標）を、次のように設定します。

1) 障がい児支援の提供体制の整備等

<国の基本方針（令和5年度までの目標）>

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

<成果目標>

○障がい児支援の提供体制を整備するため、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の体制の構築、重症心身障害児を支援する事業所の設置、医療的ケア児の適切な支援のための関係機関の協議の場の設置・充実について、目標を設定します。

項目	数値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末までに1か所以上 近隣自治体の連携による設置
【目標値】 保育所等訪問支援の体制の構築	有	令和5年度末までに実施（有無）
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	令和5年度末までに1か所以上
【目標値】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和5年度末までに1か所以上

項目	数値等	備考
【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	令和5年度末までに設置
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	令和5年度末までに配置

※児童発達支援センターの機能

- ・地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設
- ・福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある

<今後の方向性>

- 近隣との連携により、児童発達支援センターの整備・充実に努めます。
- 障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。
- 近隣との連携により、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。
- 近隣との連携により、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置・充実に努め、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

- 第3章 障がい者支援計画
- 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

イ 障がい児支援等の見込み

1) 障害児通所等支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。

【サービス見込み量】

障害児通所支援の利用見込み量

(月当たり)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利 用 量	0日	0日	0日
	利用者数	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	利 用 量	0日	0日	0日
	利用者数	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	利 用 量	20人日分	20人日分	20人日分
	利用者数	1人	1人	1人
保育所等訪問支援	利 用 量	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	利 用 量	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人

【サービス提供にあたって】

障がい児の発達支援に必要なサービスを提供するため、対象者の把握に努めます。

障がい児の保護者が、サービスについての情報を得ることができるよう、情報提供を進めます。

2) 障害児相談支援等

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めます。

【サービス見込み量】

障害児相談支援の利用見込み量

(月当たり)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数	1人	1人	1人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置者数	0人	0人	1人

【サービス提供にあたって】

支援を必要とする児童が十分な相談ができるよう、近隣自治体と連携し相談体制の強化に取り組めます。

- 第3章 障がい者支援計画
- 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

③地域生活支援事業の推進

東秩父村及び広域的な連携等により、次の事業を実施します。

【サービス見込み量】

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア	理解促進研修・啓発事業	有	有	有
イ	自発的活動支援事業	有	有	有
ウ	相談支援事業			
	1) 障害者相談支援事業	3か所 (共同)	3か所 (共同)	3か所 (共同)
	2) 基幹相談支援センター	有(共同)	有(共同)	有(共同)
	3) 基幹相談支援センター等機能強化事業	有(共同)	有(共同)	有(共同)
	4) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有(共同)	有(共同)	有(共同)
エ	成年後見制度利用支援事業	0件	0件	0件
オ	成年後見制度法人後見支援事業	有(共同)	有(共同)	有(共同)
カ	意思疎通支援事業			
	1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件
	2) 手話通訳者設置事業(設置見込み者数)	0人	0人	0人
キ	日常生活用具給付等事業			
	1) 介護・訓練支援用具	0件	0件	1件
	2) 自立生活支援用具	0件	1件	0件
	3) 在宅療養等支援用具	1件	0件	0件
	4) 情報・意志疎通支援用具	0件	0件	1件
	5) 排泄管理支援用具	60件	60件	60件
	6) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0件	0件	0件
ク	手話奉仕員養成研修事業(終了見込み者数)	0人	0人	0人
ケ	移動支援事業	実利用者数	2人	2人
		延利用時間数	40時間	40時間
コ	地域活動支援センター機能強化事業	か所数	2か所	2か所
		延利用者数	6人	6人
サ	その他事業			
	1) 更生訓練費給付事業	0人	0人	0人
	2) 施設入所者就職支度金給付事業	0人	0人	0人

【サービス提供にあたって】

事業名	内 容
ア 理解促進研修 ・啓発事業	住民の障がい者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、住民による障害福祉サービス事業所等への訪問、イベントの開催、パンフレットやホームページによる普及・啓発活動を、通年的に実施するよう努めます。
イ 自発的活動 支援事業	東秩父村身体障害者福祉会、東秩父村手をつなぐ育成会の活動を促進するとともに、手帳取得者への情報提供を進め加入を促進します。
ウ 相談支援事業	広域的な連携により、引き続き3か所で実施し、個別の相談支援事例、障がい者の虐待防止、権利擁護への対応ができるよう、相談支援体制の強化に努めます。 障がい者の虐待防止は、障害者虐待防止センターにおいて課題に応じて専門家の参加・協力、相談員同士の協議や研究を行い、迅速な対応を図ります。 村による地域ケア会議等も活用し、地域において対応可能な問題について改善に取り組みます。
エ 成年後見制度 利用支援事業	制度の普及に努めるとともに、判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活の支援に努めます。
オ 成年後見制度 法人後見支援 事業	東秩父村社会福祉協議会及び広域的な連携により、研修の実施体制の確保を図ります。
カ 意思疎通支援 事業	手話通訳者派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業は、必要に応じて、埼玉聴覚障害者情報センターと連携・協力し、実施体制の確保に努めます。 広域的な連携による手話講習会などにより、手話通訳者の養成に努めます。
キ 日常生活用具 給付等事業	障がい者等や家族の日常生活上の困難を改善し、自立に向けた社会参加を促進できるように、各サービスの情報提供を進めるとともに、給付品目の定期的な見直しを行います。
ク 手話奉仕員 養成研修事業	広域的な連携による手話講習会などにより、手話奉仕員の養成に努めます。
ケ 移動支援事業	村外の事業所において対応を図るとともに、生活サポート事業による村内事業所の移送サービスの利用を進めます。
コ 地域活動支援 センター機能 強化事業	広域的な連携により、地域活動支援センターが地域の創作的活動または生産活動の機会の提供に努めます。 東秩父村、小川町、嵐山町、ときがわ町の4町村において、月1回開催する集いの機会である「サロン・デュ・ウエスト」の情報提供を進め、利用の促進を図ります。
サ その他事業	更生訓練費給付事業、施設入所者就職支度金給付事業について、サービス対象者の把握に努めるとともに、情報の提供を進めます。

④障がい児者への支援体制の強化

ア 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障がい児が利用希望に沿った子ども・子育て支援サービス等を利用ができるよう、城山保育園及び和紙の子児童クラブ（放課後児童健全育成事業）における障がい児の受入れ体制の整備を行います。

【希望・受入人数（実人数）】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
城山保育園	希望人数	0人	0人	0人
	受入可能人数	－人	－人	－人
和紙の子児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	希望人数	0人	0人	0人
	受入可能人数	－人	－人	－人

イ 発達障がい者等に対する支援

発達障がいの早期発見・早期支援には、本人及びその家族への支援が重要です。また、家族等が障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制の充実が求められています。

県発達障害者支援センターをはじめ、周辺市町及び比企地域自立支援協議会との連携を図り、発達障がいに関する情報提供や相談、支援の充実を図ります。

【概要】

項目	内容
発達障がい者及び家族等への支援	発達障がい児を持つ保護者を対象に、障がい児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントトレーニングの機会を確保します。
ペアレントメンター事業	発達障がいのある子どもを育ててきた親が、様々な不安を持つ親に対して同じ立場から情報提供や助言等を行うペアレントメンターの取組を進めます。
ピアサポート活動	当事者同士が集い、交流することで、情報交換や意見交換が行えるピアサポート活動を進めます。

【見込量】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6人	6人	6人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

ウ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するためには、医療、障がい福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されていくことが重要です。

周辺市町及び比企地域自立支援協議会との連携を図り、保健、医療、福祉等の協議の場を通じて、精神障がい者に対する重層的な連携による支援体制を構築します。

【概要】

項目	内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場	保健、医療、福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
精神障がい者に対する障害福祉サービスの充実	精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助のサービスの充実を進め、地域で安心して生活できるよう支援します。

【見込量】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	5回	5回	5回
協議の場への関係者の参加者数	延 1人	延 1人	延 1人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場の有無	有	有
	実施回数	1回	1回

※比企地域自立支援協議会の圏域内における見込

- 第3章 障がい者支援計画
- 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助 (グループホーム)	3人	4人	4人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人

エ 相談支援体制の充実・強化等

必要な支援につなぐためには、ニーズを的確に把握するための「相談支援」の役割が重要であり、多種多様で、かつ複合的な相談内容に対応するため、相談支援機関との連携が必要となっています。

比企地域自立支援協議会及び比企地域基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関との連携強化を図ります。

【概要】

項 目	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施	比企地域基幹相談支援センターを中心に、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築を図ります。
地域の相談支援体制の強化	比企地域基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言を行うとともに、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図ります。

【見込量】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施（有無）	有	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数	0件	0件	0件
人材育成の支援件数	0件	0件	0件
連携強化の取組の実施回数	0回	0回	0回

オ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がいの重度化や高齢化、ニーズの多様化への対応には、質の高いサービス提供が求められており、比企地域自立支援協議会において、サービスの質の向上に取り組んでいます。

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、請求上の注意点等について事業所への周知を行います。

【概要】

項 目	内 容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容を理解する観点から、県等が行う研修の積極的な参加を図ります。初任者研修、権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加を進めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	システムの審査結果を分析してその結果を事業所等との共有を進めることにより、請求の過誤をなくすとともに、適正化と事務負担の軽減を図ります。

【見込量】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への参加人数	延 1人	延 1人	延 1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

カ サービスの確保策

1) 人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

相談支援の提供体制の整備と質の確保のため、相談支援専門員の研修情報の提供など、比企地域基幹相談支援センター及び比企地域自立支援協議会との連携に努めます。

2) 確実な情報提供

サービスの内容や利用方法などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページやパンフレットなどを活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

3) サービス提供基盤の整備方針

各サービスの提供は、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠であるため、広域で設置している比企地域自立支援協議会を活用し、周辺市町や東秩父村社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、地域資源を有効に活用し、解決策の検討を図ります。

また、提供量が少ないサービスについては、県のNPO活動支援等の情報提供を行い、担い手となる事業者の育成を図ります。

4) サービスを利用しやすい環境づくり

必要な方に必要なサービスを提供するため、比企地域自立支援協議会を有効に活用し、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

また、介護保険制度の対象となる障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険担当、ケアマネジャー等関係者と連携するとともに、地域資源を活用したサービス提供体制の推進に努めます。

(3) 健康な生活への支援

【現状と課題】

保健センターでは、生活習慣病や障がいの予防、早期発見と早期治療・療育に向けて、各種健診、生活習慣病の重症化予防、新生児聴覚検査費用の助成、健康相談、訪問指導、運動教室などを行っているほか、健診・検診時には送迎を実施しています。

子育て支援センターでは、保健センターと連携し、乳幼児と保護者の集いの場づくりや育児不安解消のため、のびのび広場、あそびの教室、離乳食教室を実施しているほか、サポート手帳等により発達障がい児（者）と家族への継続的な支援を行っています。

障がい者等の集いの場として、保健センターでソーシャルクラブや地域包括支援センターとの連携による言語・作業リハビリ教室を開催し、作業療法、ハイキング等のレクリエーションを行っています。参加者が少ない状況です。

障がい児者の支援に係る関係者により地域ケア担当者会議を定期的で開催しており、本人や家族等への支援方針について検討を行っています。

医療については、医療費による経済的な負担を軽減するため、自立支援医療の情報提供を進めています。

今後も、障がい児等の早期発見と早期療育を支援するとともに、言語・作業リハビリ教室への参加の促進、地域ケア担当者会議による重層的な支援体制の強化に取り組む必要があります。

【施策】

①保健活動の充実

項目	内容	関係課等
ア 障がいの早期発見と早期療育の充実	妊産婦と胎児、新生児の健康を支援するため、妊婦健診、健康相談、訪問指導、新生児聴覚検査費用の助成を進めます。	保健センター
	障がい児等を早期に発見するため、乳幼児健診、乳幼児相談、学校の健康診断を行います。	保健センター 教育委員会
	早期の療育や発達を支援するため、児童発達支援センター（近隣自治体との連携による設置を予定）や医療機関などと連携し、発達相談を進めます。	住民福祉課 保健センター
	乳幼児と保護者の集いの機会や育児不安を解消するため、のびのび広場、あそびの教室、離乳食教室を実施します。	保健センター 子育て支援センター

項目	内容	関係課等
イ 発達障がい児（者）支援の充実	発達障がい児（者）が、乳幼児期から成人に至るまで一貫した支援を受けられるよう、「サポート手帳」の普及に努め、支援を図ります。	保健センター 住民福祉課
ウ 健康の保持・増進、予防	障がい者等の健康づくり意識を高めるため、健康診査等の受診の促進、受診への支援に努めます。	保健センター
	糖尿病などの生活習慣病の予防、新たな障がいの発生や重度化の予防、自立した食生活を支援するため、健康教育、健康相談、訪問指導を進めます。	保健センター
エ 精神保健福祉・難病対策等	精神障がい、難病、若年性認知症、高次脳機能障害、依存症等である本人とその家族が、地域での生活を継続できるよう、相談・支援に努めます。	住民福祉課 保健センター
	障がい者等の社会参加を促進するため、ソーシャルクラブ、言語・作業リハビリ教室を開催します。	保健センター 地域包括支援センター
	自殺の予防対策に取り組むとともに、本人及び自殺未遂者や親族等の状況に応じた対応に努めます。	保健センター
オ 重層的な相談支援体制の強化	本人や家族等への支援のあり方を重層的かつ包括的な検討を行う地域ケア担当者会議により、相談支援体制の強化を図ります。	住民福祉課

②医療サービスの充実

項目	内容	関係課等
ア 医療費負担の軽減	自立支援医療に関する情報提供を進め、利用を促進します。	住民福祉課 保健センター

(4) 生きる力を身につける学習支援

【現状と課題】

城山保育園では、療育機関との連携により児童発達支援相談を実施するなど、保育内容の充実に努めています。

保育園、学校、住民福祉課、保健センター、療育機関の連携による就学支援委員会を開催し、障がい児等の就学支援に努めています。

学校教育では、校内委員会を設置するとともに、在籍する学校または学級以外での必要な学習活動を行う支援籍学習、個別指導計画の作成、特別支援学級の設置、教科支援員、特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、障がい児等の状況に応じた支援を行っています。

和紙の子児童クラブ（放課後児童健全育成事業）では、これまでに障がい児等の利用はありませんでした。

今後も、適切な教育や訓練を受けられるよう、城山保育園、学校、和紙の子児童クラブにおいて、障がい等の状況に応じた保育、教育、相談活動に取り組む必要があります。

【基本施策】

①障がい児等保育の充実

項目	内容	関係課等
ア 城山保育園の 充実	障がい児等への適切な保育を行うため、療育機関との連携による児童発達支援相談事業を行うとともに、職員研修を実施します。	城山保育園
	障がい児等の利用状況に応じて、施設の段差の解消やトイレ等の改善を進めます。	城山保育園
イ 放課後児童 健全育成事業 の充実	障がい児等への適切な保育を行うため、職員研修等を実施します。	和紙の子児童 クラブ
	障がい児等の利用状況に応じて、和紙の子児童クラブの施設改善に努めます。	和紙の子児童 クラブ

②学校教育の充実

施策	内容	関係課等
ア 就学・進学 相談体制の 充実	障がい児等の就学や進学の相談に対応するため、関係機関と連携し就学支援委員会を開催します。	教育委員会
	学校卒業時の進路の検討を支援するため、特別支援学校の見学会や学校公開等の情報提供を進めます。	教育委員会
イ 一貫した相談 支援体制の 整備	一人ひとりの状況に応じた一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画を作成します。	教育委員会
	発達障がい等の児童生徒を支援するため、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等の配置、支援籍学習などにより、インクルーシブ教育の構築を図ります。	教育委員会
	児童家庭支援センターと連携し、児童、家庭への相談支援に努めます。	教育委員会
ウ 指導力の向上	教職員の障がいへの理解を深めるため、研修等を実施し、適切な指導に努めます。	教育委員会
	障がいのある児童生徒の学習を支援するため、教科支援員を配置します。	教育委員会
エ 学校施設の 整備	障がい児等の在籍状況に応じて、段差の解消やトイレ等の施設改善を進めます。	教育委員会

(5) 福祉のむらづくり

【現状と課題】

地域における相談活動は、民生委員・児童委員、行政区長、知的障害者相談員により進めているほか、各種サービスにより経済的支援や介助支援を行っています。

当事者団体・家族会の活動では、東秩父村社会福祉協議会において東秩父村身体障害者福祉会、東秩父村手をつなぐ育成会の活動を促進していますが、新たに入会する方が少ない状況です。

保健センターで実施しているソーシャルクラブは、個人ボランティアの協力を得て開催しています。

障がい者等の外出の支援では、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送を、NPO法人ふれあいやまびこ会により進めています。

障害者虐待防止法に基づき東秩父村障害者虐待防止センターを住民福祉課内に設置し、障害福祉サービス等の利用者の人権擁護、虐待の防止等を図っています。

防災情報通信システム（タブレット）により防災・防犯情報を提供するとともに、避難行動要支援者の把握を進め災害時の避難支援対策の強化を図っています。

防犯活動では、自主防犯団体への啓発品の提供やミニ講座を実施しているほか、消費者相談によりトラブル等の防止を図っています。

比企地域自立支援協議会では、障がいのある方との交流や障がいへの理解を深める機会として、「心をつなぐ芸術展」を開催しています。

関係団体等のヒアリングでは、団体の情報提供及び加入促進、就労の場づくり、外出の支援体制の充実、災害時等の支援、村内の資源を活用した就労の場の確保、グループホーム等の住まいの確保が求められています。

今後も、障がい者等とその家族が地域での生活を継続できるよう、日常生活への支援や団体活動等を促進するとともに、生きがい活動に取り組む必要があります。

【基本施策】

①地域生活への支援

施策	内容	関係課等
ア 相談活動の充実	民生委員・児童委員、行政区長、障害者相談員等との連携により、相談活動を進めます。	住民福祉課
イ 就労の場の確保	村内の事業所と連携し、障がい者等が就労する場の確保に努めます。	住民福祉課 産業観光課

施策	内容	関係課等
ウ 経済的な負担の軽減	経済的な負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当・介護手当支給事業、重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業、重度心身障害者自動車等燃料費助成事業、重度心身障害者医療費支給事業、重度心身障害者福祉年金給付事業を進めます。	住民福祉課
エ 柔軟な福祉サービスの提供	地域生活の支援と社会参加を支援するため、一時預かり、移送サービス等を行う「障害児（者）生活サポート事業」を進めます。	住民福祉課
オ 移動の支援	通院、買い物、各種催しや事業等への参加などの外出を支援するため、NPO法人ふれあいやまびこ会との連携による、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送の周知を進めます。	住民福祉課 総務課
カ 権利行使の支援	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業（愛称：あんしんサポートねっと）及び成年後見制度の普及を図ります。	住民福祉課 社会福祉協議会
	住民による市民後見の普及を図り、市民後見人となる人材の確保に努めます。	住民福祉課 社会福祉協議会
キ 虐待の防止	障害福祉サービス等の利用者の人権擁護、虐待の防止等を図るため、東秩父村障害者虐待防止センター（住民福祉課）による活動を進めます。	住民福祉課

②団体活動等への支援

施策	内容	関係課等
ア 当事者団体・家族会等の活動促進	当事者団体・家族会等の情報提供を進め、加入を促進します。	住民福祉課
イ ボランティア活動の促進	「東秩父お守り隊」など、住民によるボランティア活動を促進します。	住民福祉課
ウ 障がい者就労施設の活動促進	障害者優先調達方針に基づき、障がい者就労施設などからの物品及び役務の調達を図るとともに、民間企業の発注を促進します。	住民福祉課

③生活環境の充実

施策	内容	関係課等
ア 公共施設等の整備	各公共施設において、スロープ、より使いやすい多目的トイレなど、適切な施設改善に努めます。	総務課
	防犯灯の整備等により、道路環境の向上に努めます。	総務課
イ 災害時等の安全確保	災害時の避難支援体制を強化するため、避難行動要支援者の個別支援計画の作成に努めます。	住民福祉課 総務課
	福祉避難所（保健センター）の備蓄品など支援体制を強化及び運営体制の見直しを行うとともに、避難所等における障がい者等への配慮に努めます。	住民福祉課 総務課
	防災情報通信システム（タブレット）を活用し、防災情報の提供を図ります。	総務課
	比企広域消防本部及び小川消防署東秩父分署、民生委員・児童委員と連携し、緊急通報システムの普及、設置を進めます。	住民福祉課
	障がい者などが必要とする援助内容を示すヘルプカード及びハートプラスカードの普及を図ります。	住民福祉課
ウ 防犯体制の整備	障がい者をはじめ住民の安全な暮らしを守るため、地域住民による自主防犯団体活動を促進します。	総務課
	地域安全活動を啓発するため、地域パトロールや広報活動を進めます。	総務課
	犯罪被害を未然に防ぐため、防災情報通信システム（タブレット）を活用し、情報提供に努めます。	総務課
	増加している特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、啓発品の配布や情報提供を行います。	総務課
エ 消費トラブル等の防止	障がい者の消費者トラブルを防止するため、消費者相談を実施するとともに、悪質商法や製品事故に関する情報の提供を進めます。	産業観光課

④生きがい活動の充実

施策	内容	関係課等
ア 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進	障がい者等の文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などの情報提供や外出機会の提供に努めます。	住民福祉課
イ 図書館の充実	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づき、視覚障がい者等の図書館の利用に配慮するため、読書環境の整備を図ります。	教育委員会

資料

1 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会設置要綱

令和2年10月12日

告示第78号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)の改正規定において市町村が定めるものとされた障害児福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び円滑な推進を図るため、東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から村長が委嘱する。

- (1) 障害者団体等の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害者計画の終期きまでとする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会委員名簿

	選出区分	団体名	氏名	備考
1	障害者団体等の関係者	身体障害者福祉会	山崎良一	委員長
2	〃	手をつなぐ育成会	渡辺治見	副委員長
3	社会福祉団体の関係者	福) 東秩父村社会福祉協議会	坂本房子	
4	〃	東秩父村民生委員・児童委員協議会	渡邊城子	
5	〃	NPO法人ふれあいやまびこ会	高野仁子	
6	〃	福) 東松山市総合福祉エリア 比企地域基幹相談支援センター	林茂史	
7	保健、医療及び福祉関係者	保健センター	小倉千佳	
8	〃	城山保育園	齊藤由美子	
9	関係行政機関の職員	教育委員会事務局	足立利平	

3 策定経過

年 月	内 容
令和2年8月	○東秩父村障害支援計画（障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）の進捗状況調査の実施
11月	<p>□第1回東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会（4日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東秩父村障がい者支援計画（案）について <p>○関係団体等ヒアリング（4日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東秩父村身体障害者福祉会 ・東秩父村手をつなぐ育成会、知的障害者相談員
12月	○障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業見込み量の検討
令和3年2月	<p>□第2回東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会（3日：書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援計画（案）の検討について

4 障害者総合支援法の対象となる疾病

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病）	△：表記が変更された疾病（1疾病）
		○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）	
1	アイカルディ症候群		
2	アイザックス症候群		
3	I g A腎症		
4	I g G 4 関連疾患		
5	亜急性硬化性全脳炎		
6	アジソン病		
7	アッシュャー症候群		
8	アトピー性脊髄炎		
9	アペール症候群		
10	アミロイドーシス		
11	アラジール症候群		
12	アルポート症候群		
13	アレキササンダー病		
14	アンジェルマン症候群		
15	アントレー・ピクスラー症候群		
16	イソ吉草酸血症		
17	一次性ネフローゼ症候群		
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		
19	1 p 36欠失症候群		
20	遺伝性自己炎症疾患		
21	遺伝性ジストニア		
22	遺伝性周期性四肢麻痺		
23	遺伝性膵炎		
24	遺伝性鉄芽球性貧血		
25	ウィーバー症候群		
26	ウィリアムズ症候群		
27	ウィルソン病		
28	ウエスト症候群		
29	ウェルナー症候群		
30	ウォルフラム症候群		
31	ウルリッヒ病		
32	HTLV-1 関連脊髄症		
33	ATR-X症候群		
34	ADH分泌異常症		
35	エーラス・ダンロス症候群		
36	エプスタイン症候群		
37	エプスタイン病		

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
38	エマヌエル症候群	
39	遠位型ミオパチー	
40	○ 円錐角膜	
41	黄色靭帯骨化症	
42	黄斑ジストロフィー	
43	大田原症候群	
44	オクシピタル・ホーン症候群	
45	オスラー病	
46	カーニー複合	
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	
48	潰瘍性大腸炎	
49	下垂体前葉機能低下症	
50	家族性地中海熱	
51	家族性良性慢性天疱瘡	
52	カナバン病	
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	
54	歌舞伎症候群	
55	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
56	カルニチン回路異常症	
57	○ 加齢黄斑変性	
58	肝型糖原病	
59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
60	環状20番染色体症候群	
61	関節リウマチ	
62	完全大血管転位症	
63	眼皮膚白皮症	
64	偽性副甲状腺機能低下症	
65	ギャロウェイ・モワト症候群	
66	○ 急性壊死性脳症	
67	○ 急性網膜壊死	
68	球脊髄性筋萎縮症	
69	急速進行性糸球体腎炎	
70	強直性脊椎炎	
71	巨細胞性動脈炎	
72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	
73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	
74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	
76	筋萎縮性側索硬化症	
77	筋型糖原病	
78	筋ジストロフィー	

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
79	クッシング病	
80	クリオピリン関連周期熱症候群	
81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
82	クルーズン症候群	
83	グルコーストランスポーター1欠損症	
84	グルタル酸血症1型	
85	グルタル酸血症2型	
86	クロウ・深瀬症候群	
87	クローン病	
88	クロンカイト・カナダ症候群	
89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	
90	結節性硬化症	
91	結節性多発動脈炎	
92	血栓性血小板減少性紫斑病	
93	限局性皮質異形成	
94	○ 原発性局所多汗症	
95	原発性硬化性胆管炎	
96	原発性高脂血症	
97	原発性側索硬化症	
98	原発性胆汁性胆管炎	
99	原発性免疫不全症候群	
100	○ 顕微鏡的大腸炎	
101	顕微鏡的多発血管炎	
102	高IgD症候群	
103	好酸球性消化管疾患	
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
105	好酸球性副鼻腔炎	
106	抗糸球体基底膜腎炎	
107	後縦靭帯骨化症	
108	甲状腺ホルモン不応症	
109	拘束型心筋症	
110	高チロシン血症1型	
111	高チロシン血症2型	
112	高チロシン血症3型	
113	後天性赤芽球癆	
114	広範脊柱管狭窄症	
115	※ 膠様滴状角膜ジストロフィー	
116	抗リン脂質抗体症候群	
117	コケイン症候群	
118	コステロ症候群	
119	骨形成不全症	

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
120	○	骨髄異形成症候群
121	○	骨髄線維症
122		ゴナドトロピン分泌亢進症
123		5 p 欠失症候群
124		コフィン・シリズ症候群
125		コフィン・ローリー症候群
126		混合性結合組織病
127		鰓耳腎症候群
128		再生不良性貧血
129	○	サイトメガロウィルス角膜内膜炎
130		再発性多発軟骨炎
131		左心低形成症候群
132		サルコイドーシス
133		三尖弁閉鎖症
134		三頭酵素欠損症
135		C F C 症候群
136		シェーグレン症候群
137		色素性乾皮症
138		自己貪食空胞性ミオパチー
139		自己免疫性肝炎
140		自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
141		自己免疫性溶血性貧血
142	○	四肢形成不全
143		シトステロール血症
144		シトリン欠損症
145		紫斑病性腎炎
146		脂肪萎縮症
147		若年性特発性関節炎
148		若年性肺気腫
149		シャルコー・マリー・トゥース病
150		重症筋無力症
151		修正大血管転位症
152		ジュベール症候群関連疾患
153		シュワルツ・ヤンペル症候群
154		徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155		神経細胞移動異常症
156		神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157		神経線維腫症
158		神経フェリチン症
159		神経有棘赤血球症
160		進行性核上性麻痺

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
161		進行性骨化性線維異形成症
162		進行性多巣性白質脳症
163		進行性白質脳症
164		進行性ミオクロームステんかん
165		心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166		心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
167		スタージ・ウェーバー症候群
168		スティーヴンス・ジョンソン症候群
169		スミス・マギニス症候群
170	○	スモン
171		脆弱X症候群
172		脆弱X症候群関連疾患
173		成人スチル病
174		成長ホルモン分泌亢進症
175		脊髄空洞症
176		脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
177		脊髄髄膜瘤
178		脊髄性筋萎縮症
179		セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
180		前眼部形成異常
181		全身性エリテマトーデス
182	△	全身性強皮症
183		先天異常症候群
184		先天性横隔膜ヘルニア
185		先天性核上性球麻痺
186		先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
187		先天性魚鱗癬
188		先天性筋無力症候群
189		先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
190		先天性三尖弁狭窄症
191		先天性腎性尿崩症
192		先天性赤血球形成異常性貧血
193		先天性僧帽弁狭窄症
194		先天性大脳白質形成不全症
195		先天性肺静脈狭窄症
196	○	先天性風疹症候群
197		先天性副腎低形成症
198		先天性副腎皮質酵素欠損症
199		先天性ミオパチー
200		先天性無痛無汗症
201		先天性葉酸吸収不全

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
202	前頭側頭葉変性症	
203	早期ミオクロニー脳症	
204	総動脈幹遺残症	
205	総排泄腔遺残	
206	総排泄腔外反症	
207	ソトス症候群	
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	
210	大脳皮質基底核変性症	
211	大理石骨病	
212	○ ダウン症候群	
213	高安動脈炎	
214	多系統萎縮症	
215	タナトフォリック骨異形成症	
216	多発血管炎性肉芽腫症	
217	多発性硬化症／視神経脊髄炎	
218	○ 多発性軟骨性外骨腫症	
219	多発性嚢胞腎	
220	多脾症候群	
221	タンジール病	
222	単心室症	
223	弾性線維性仮性黄色腫	
224	○ 短腸症候群	
225	胆道閉鎖症	
226	遅発性内リンパ水腫	
227	チャージ症候群	
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
229	中毒性表皮壊死症	
230	腸管神経節細胞僅少症	
231	T S H分泌亢進症	
232	T N F 受容体関連周期性症候群	
233	低ホスファターゼ症	
234	天疱瘡	
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	
236	特発性拡張型心筋症	
237	特発性間質性肺炎	
238	特発性基底核石灰化症	
239	特発性血小板減少性紫斑病	
240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	
241	特発性後天性全身性無汗症	
242	特発性大腿骨頭壊死症	

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
243		特発性多中心性キャスルマン病
244		特発性門脈圧亢進症
245		特発性両側性感音難聴
246	○	突発性難聴
247		ドラベ症候群
248		中條・西村症候群
249		那須・ハコラ病
250		軟骨無形成症
251		難治頻回部分発作重積型急性脳炎
252		22q11.2欠失症候群
253		乳幼児肝巨大血管腫
254		尿素サイクル異常症
255		ヌーナン症候群
256		ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
257		脳腱黄色腫症
258		脳表ヘモジデリン沈着症
259		膿疱性乾癬
260		嚢胞性線維症
261		パーキンソン病
262		バージャー病
263		肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
264		肺動脈性肺高血圧症
265		肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
266		肺胞低換気症候群
267	※	ハッチンソン・ギルフォード症候群
268		バッド・キアリ症候群
269		ハンチントン病
270	○	汎発性特発性骨増殖症
271		PCDH19関連症候群
272		非ケトーシス型高グリシン血症
273		肥厚性皮膚骨膜症
274		非ジストロフィー性ミオトニー症候群
275		皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
276		肥大型心筋症
277		左肺動脈右肺動脈起始症
278		ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
279		ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
280		ビッカースタッフ脳幹脳炎
281		非典型溶血性尿毒症症候群
282		非特異性多発性小腸潰瘍症
283		皮膚筋炎／多発性筋炎

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
284	○	びまん性汎細気管支炎
285	○	肥満低換気症候群
286		表皮水疱症
287		ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
288		VATER症候群
289		ファイファー症候群
290		ファロー四徴症
291		ファンconi貧血
292		封入体筋炎
293		フェニルケトン尿症
294	※○	フォンタン術後症候群
295		複合カルボキシラーゼ欠損症
296		副甲状腺機能低下症
297		副腎白質ジストロフィー
298		副腎皮質刺激ホルモン不応症
299		ブラウ症候群
300		プラダー・ウィリ症候群
301		プリオン病
302		プロピオン酸血症
303		PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
304		閉塞性細気管支炎
305		β -ケトチオラーゼ欠損症
306		ベーチェット病
307		ベスレムミオパチー
308	○	ヘパリン起因性血小板減少症
309	○	ヘモクロマトーシス
310		ペリー症候群
311	○	ペルーシド角膜辺縁変性症
312		ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
313		片側巨脳症
314		片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
315		芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
316		発作性夜間ヘモグロビン尿症
317		ポルフィリン症
318		マリネスコ・シェーグレン症候群
319		マルファン症候群
320		慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
321		慢性血栓塞栓性肺高血圧症
322		慢性再発性多発性骨髄炎
323	○	慢性膵炎
324		慢性特発性偽性腸閉塞症

番号	疾病名	※：新たに対象となる疾病（3疾病） △：表記が変更された疾病（1疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
325		ミオクロニー欠伸てんかん
326		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
327		ミトコンドリア病
328		無虹彩症
329		無脾症候群
330		無 β リポタンパク血症
331		メープルシロップ尿症
332		メチルグルタコン酸尿症
333		メチルマロン酸血症
334		メビウス症候群
335		メンケス病
336		網膜色素変性症
337		もやもや病
338		モワット・ウイルソン症候群
339	○	薬剤性過敏症症候群
340		ヤング・シンプソン症候群
341	○	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
342		遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
343		4 p 欠失症候群
344		ライソゾーム病
345		ラスムッセン脳炎
346	○	ランゲルハンス細胞組織球症
347		ランドウ・クレフナー症候群
348		リジン尿性蛋白不耐症
349	○	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
350		両大血管右室起始症
351		リンパ管腫症/ゴーム病
352		リンパ脈管筋腫症
353		類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
354		ルビンシュタイン・テイビ症候群
355		レーベル遺伝性視神経症
356		レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
357	○	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
358		レット症候群
359		レノックス・ガストー症候群
360		ロスムンド・トムソン症候群
361		肋骨異常を伴う先天性側弯症

◆経過的に対象となっている疾病

○下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日まですでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障がい児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

①平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

②平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレー症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

◆指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

○難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれておりますが、下表の疾病については、異なる疾病名を用いているためご注意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
ADH分泌異常症	下垂体性ADH分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
強皮症	全身性強皮症
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	原発性高カイロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	α1-アンチトリプシン欠乏症

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

◆疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

①平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎 顕微鏡的多発血管炎
高プロラクチン血症	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌亢進症
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
先端巨大症	成長ホルモン分泌亢進症
側頭動脈炎	巨細胞性動脈炎
大動脈炎症候群	高安動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
多発筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
皮膚筋炎	
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞踏病	神経有棘赤血球症
リソゾーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

②平成27年7月1日に表記変更した疾病

【旧】 平成27年6月30日までの疾病名	【新】 平成27年7月1日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）

③平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成29年3月31日までの疾病名	【新】 平成29年4月1日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ⅩⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

④平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

⑤令和元年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年6月30日までの疾病名	【新】 令和元年7月1日以降の疾病名
強皮症	全身性強皮症

東秩父村障がい者支援計画
(障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

発行／東秩父村

発行日／令和3年3月

編集／東秩父村住民福祉課

〒355-0393埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634

電 話 0493-82-1226

F A X 0493-82-1562
